

る機能施設のうち輸送施設（漁港の利用及び管理上重要なものに限る。）とする。

（特定災害復旧等漁港工事に係る権限の代行）
第十一条 農林水産大臣は、法第四十三条第一項の規定により特定災害復旧等漁港工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならぬ。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第四十三条第三項の規定により農林水産大臣が同条第一項の被災都道府県に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 漁港法第三十六条第一項において準用する漁港法第二十四条第一項の規定により他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用すること。

二 漁港法第三十六条第一項において準用する漁港法第二十四条第三項の規定により損害を補償し、又は相当の使用料を支払うこと。

三 漁港法第三十六条第二項の規定により非常災害のために急迫の必要がある場合に、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は同項各号に掲げる処分をすること。

四 漁港法第三十六条第三項において準用する漁港法第二十四条第三項の規定により損害を補償し、又は相当の使用料を支払うこと。

五 漁港法第三十九条第一項の規定による許可を与えること。

六 漁港法第三十九条第三項の規定により同条第一項の規定による許可に必要な条件を付すること。

七 漁港法第三十九条第四項の規定により国の機関又は地方公共団体と協議すること。

八 漁港法第三十九条第五項各号列記以外の部分又は同項第二号の規定により区域又は物件の指定をし、及び同条第六項の規定により公示すること。

九 漁港法第三十九条の二第一項の規定により処分をし、又は措置を命ずること。

十 漁港法第三十九条の二第二項の規定により措置をとることを命ずること。

十一 漁港法第三十九条の二第四項前段の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任をした者にこれを行わせ、及び同項後段の規定により公告すること。

十二 漁港法第三十九条の二第五項の規定により工作物等を保管し、及び同条第六項の規定により公示すること。

十三 漁港法第三十九条の二第七項の規定により工作物等を売却し、及びその売却した代金を保管し、同条第八項の規定により工作物等を廃棄し、又は同条第九項の規定により売却した代金を売却に要した費用に充てること。

十四 漁港法第四十二条の規定により漁港法第三十九条第一項の規定による許可について国土交通大臣に協議すること。

3 前項に規定する農林水産大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二号、第四号、第十二号又は第十三号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 農林水産大臣は、法第四十三条第三項の規定により同条第一項の被災都道府県に代わって第二項第三号、第五号から第十号まで又は第十四号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県に通知しなければならない。

第十二条 前条の規定は、法第四十三条第二項の都道府県が同条第四項の規定により同条第二項の被災市町村に代わってその権限を行う場合について準用する。

第十三条 国土交通大臣は、法第四十四条第一項の規定により特定災害復旧等砂防工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならぬ。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第四十四条第二項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災都道府県の知事に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第八条の規定により砂防工事を施行させ、又は砂防設備の維持をさせること。

二 砂防法第十五条の規定により砂防に関する費用の一部を負担させること。

三 砂防法第十六条の規定により砂防工事の費用を負担させること。

四 砂防法第十七条の規定により砂防工事の費用の一部を負担させること。

五 砂防法第二十二条の規定により土石、砂れき、芝草、竹木及び運搬具を供給させること。

六 砂防法第二十三条第一項の規定により土地に立ち入り、若しくは土地を材料置場等に供し、又は障害物を除却すること。

七 砂防法第三十条の規定により事実を更正し、かつ、必要な設備をすべきことを命ずること。

八 砂防法第三十六条の規定により義務の履行を命ずること。

九 砂防法第三十八条第一項の規定により費用及び過料を徴収すること。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の区域につき、同項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二号から第四号まで又は第九号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第四十四条第二項の規定により同条第一項の被災都道府県の知事に代わって第二項第一号、第七号又は第八号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県の知事に通知しなければならない。

第十四条 法第四十四条第三項の規定により同条第一項の被災都道府県が負担する金額は、特定災害復旧等砂防工事に要する費用の額（砂防法第十六条の規定による負担金があるときは、当該費用の額からその負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該被災都道府県の知事が自ら当該特定災害復旧等砂防工事を施行することとした場合に当該負担基本額を基準として当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

第十五条 第十三条第一項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第十六条 港灣管理被災地方公共団体又は同項の組合が負担する金額は、特定災害復旧等港灣工事に要する費用の額（港灣法（昭和二十五年法

律第二百十八号）第四十三条の二、第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該港灣管理被災地方公共団体又は当該組合が自ら当該特定災害復旧等港灣工事を施行することとした場合に当該負担基本額を基準として当該港灣管理被災地方公共団体又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

2 法第四十五条第二項の都道府県に補助する額は、同項の港灣管理被災市町村又は同項の組合が自ら当該特定災害復旧等港灣工事を施行することとした場合に当該負担基本額を基準として当該港灣管理被災市町村又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

3 法第四十五条第四項の規定により国が負担し、又は同条第二項の都道府県に補助する額は、同項の港灣管理被災市町村又は同項の組合が自ら当該特定災害復旧等港灣工事を施行することとした場合に当該負担基本額を基準として当該港灣管理被災市町村又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額とする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から

第二項第三号、第五号から第十号まで又は第十四号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県に通知しなければならない。

第十四条 法第四十四条第三項の規定により同条第一項の被災都道府県が負担する金額は、特定災害復旧等砂防工事に要する費用の額（砂防法第十六条の規定による負担金があるときは、当該費用の額からその負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該被災都道府県の知事が自ら当該特定災害復旧等砂防工事を施行することとした場合に当該負担基本額を基準として当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

第十五条 第十三条第一項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第十六条 港灣管理被災地方公共団体又は同項の組合が負担する金額は、特定災害復旧等港灣工事に要する費用の額（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二、第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該港灣管理被災地方公共団体又は当該組合が自ら当該特定災害復旧等港灣工事を施行することとした場合に当該負担基本額を基準として当該港灣管理被災地方公共団体又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

2 法第四十五条第二項の都道府県に補助する額は、同項の港灣管理被災市町村又は同項の組合が自ら当該特定災害復旧等港灣工事を施行することとした場合に当該負担基本額を基準として当該港灣管理被災市町村又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

3 法第四十五条第四項の規定により国が負担し、又は同条第二項の都道府県に補助する額は、同項の港灣管理被災市町村又は同項の組合が自ら当該特定災害復旧等港灣工事を施行することとした場合に当該負担基本額を基準として当該港灣管理被災市町村又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額とする。

第十七条 国土交通大臣は、法第四十六条第一項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行しようとするときは、あらかじめ、路線名、工事の区間及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第四十六条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号に掲げるもの並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から

第二項第三号、第五号から第十号まで又は第十四号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県に通知しなければならない。

第十四条 法第四十四条第三項の規定により同条第一項の被災都道府県が負担する金額は、特定災害復旧等砂防工事に要する費用の額（砂防法第十六条の規定による負担金があるときは、当該費用の額からその負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該被災都道府県の知事が自ら当該特定災害復旧等砂防工事を施行することとした場合に当該負担基本額を基準として当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

第十五条 第十三条第一項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十条第一項第三十八号若しくは第三十九号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行うものとするとときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条の二第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、又は第四十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならぬ。

第十八条 前条の規定は、法第四十六条第二項の都道府県が同条第四項の規定により同条第二項の被災市町村に代わつてその権限を行う場合について準用する。

第十九条 法第四十六条第五項の規定により同条第一項の被災地方公共団体が負担する額は、特定災害復旧等道路工事に要する費用の額（道路法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項若しくは第六十二条後段又は地方道路公社法第二十九条の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該被災地方公共団体が自ら当該特定災害復旧等道路工事を施行することとした場合に国が当該

負担基本額を基準として当該被災地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額（次項において「被災地方公共団体負担額」という。）とする。

2 国土交通大臣は、法第四十六条第一項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合において、同項の被災地方公共団体に對して、負担基本額及び被災地方公共団体負担額を通知しなければならない。負担基本額又は被災地方公共団体負担額を変更した場合も、同様とする。

3 法第四十六条第六項の規定により国が負担し、又は同条第二項の都道府県に補助する額は、同項の被災市町村が自ら当該特定災害復旧等道路工事を施行することとした場合に国が負担基本額を基準として当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額とする。

4 法第四十六条第六項の規定により同条第二項の被災市町村が負担する額は、負担基本額から、当該被災市町村が自ら当該特定災害復旧等道路工事を施行することとした場合に当該負担基本額を基準として当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額（次項において「被災市町村負担額」という。）とする。

5 法第四十六条第二項の都道府県は、同項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合においては、同項の被災市町村に對して、負担基本額及び被災市町村負担額を通知しなければならぬ。負担基本額又は被災市町村負担額を変更した場合も、同様とする。

第二十條 法第四十六条第三項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

第二十七條第一項、第四項及び第五項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第四十八条第三項の規定により主務大臣が同条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつて行う権限は、海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第一項各号に掲げるもの及び次に掲げるものとする。

一 海岸法第三十一条第一項の規定により海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持の費用の全部又は一部を負担させること。

二 海岸法第三十二条第三項の規定により他の工事に要する費用の全部又は一部を負担させること。

三 海岸法第三十三条第一項の規定により海岸保全施設等に関する工事に要する費用の一部を負担させること。

四 海岸法第三十五条第一項の規定により負担金の納付を督促し、又は同条第三項の規定により負担金等及び延滞金を徴収すること。

3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（海岸法施行令第一条の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限にあっては、主務大臣が法第四十八条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。）につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第九号から第十一号まで、第十九号、第二十号、第二十二号、第二十六号、第二十七号（海岸法第二十二号第二項並びに同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十七条第二項、第三項前段、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定により損失を補償する部分に限る。第二十五条第一項において同じ。）、第二十九号、第三十号若しくは第三十五号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 主務大臣は、法第四十八条第三項の規定により同条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号、第十四号から第十

六号まで、第二十二号、第二十四号、第二十五号、第三十一号、第三十二号、第三十四号又は第三十五号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長に通知しなければならない。

5 法第四十八条第三項の規定により主務大臣が同条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつて第二項に規定する権限を行う場合においては、当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長が自ら当該特定災害復旧等海岸工事を施行することとした場合に当該海岸管理被災地方公共団体又は当該組合が海岸法第三十二条第一項の規定により負担すべき他の工事に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。

第二十二條 前条の規定は、法第四十八条第二項の都道府県の知事が同条第四項の規定により同条第二項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつてその権限を行う場合について準用する。この場合において、前条第五項中「当該海岸管理被災地方公共団体又は」と読み替へるものとする。

第二十三條 法第四十八条第五項の規定により同条第一項の海岸管理被災地方公共団体又は同項の組合が負担する額は、特定災害復旧等海岸工事に要する費用の額（海岸法第三十一条第一項、第三十二条第三項又は第三十三条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長が自ら当該特定災害復旧等海岸工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該海岸管理被災地方公共団体又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

2 法第四十八条第六項の規定により国が負担し、又は同条第二項の都道府県に補助する額は、同項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長が自ら当該特定災害復旧等海岸工事を施行することとした場合に国が負担基本額を基準として当該海岸管理被災市町

第二十一條 主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律第一〇一號）第四十條に規定する主務大臣をいう。以下この條及び第二十四條において同じ。）は、法第四十八條第一項の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならぬ。工事の全部又は一部を

の区域につき、同項の規定により公示された工
事の開始の日から工事の完了又は廃止の日まで
に限り行うことができるものとする。ただし、
前項第七号又は第十号に掲げる権限について
は、工事の完了又は廃止の日後においても行う
ことができる。

4 法第五十条第一項の都道府県は、同条第二項
の規定により同条第一項の被災市町村に代わつ
て第二項第二号、第四号、第五号、第八号、第
九号又は第十一号に掲げる権限を行ったとき
は、遅滞なく、その旨を当該被災市町村に通知
しなければならない。

(特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)
第三十一条 国土交通大臣は、法第五十一条第一
項の規定により特定災害復旧等河川工事を施行
しようとするときは、あらかじめ、工事を行う
河川の名称及び区間並びに工事の開始の日を公
示しなければならない。工事の全部又は一部を
完了し、又は廃止しようとするときも、同様と
する。

2 法第五十一条第三項の規定により国土交通大
臣が同条第一項の被災地方公共団体の長に代
わつて行う権限は、次に掲げるものとす。
一 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)
第六条第一項第三号(同法第百条第一項にお
いて準用する場合を含む。)の規定により河
川区域(同法第百条第一項(同法第百条第一
項において準用する場合を含む。))に規定す
る河川区域をいう。以下同じ。)を指定する
こと。

二 河川法第百条第二項(同法第百条第一項に
おいて準用する場合を含む。)の規定により
高規格堤防特別区域を指定すること。
三 河川法第百条第三項(同法第百条第一項に
おいて準用する場合を含む。)の規定により
樹林帯区域を指定すること。
四 河川法第百条第四項(同法第百条第一項に
おいて準用する場合を含む。)の規定により
公示すること。

五 河川法第百条第五項の規定により港湾管理
者又は漁港管理者に協議すること。
六 河川法第百条第六項(同法第百条第一項に
おいて準用する場合を含む。)の規定により
農林水産大臣又は都道府県知事に協議するこ
と。

七 河川法第百条第七項(同法第百条第一項にお
いて準用する場合を含む。)の規定により河川

工事の施行又は同法第二十四条から第二十七
条まで(これらの規定を同法第百条第一項に
おいて準用する場合を含む。)の規定による
処分(当該処分に係る同法第七十五条(同法
第百条第一項において準用する場合を含む。))
の規定による処分を含む。)について他の河
川管理者に協議すること。

八 河川法第百条第一項(同法第百条第一項
において準用する場合を含む。)の規定によ
り他の工作物の管理者と協議し、及び同条第
二項(同法第百条第一項において準用する場
合を含む。)の規定により公示すること。

九 河川法第百条第一項(同法第百条第一項にお
いて準用する場合を含む。)の規定により河川
工事又は河川の維持を施行させること。
十 河川法第百条第一項(同法第百条第一項にお
いて準用する場合を含む。)の規定により他の
工事を施行すること。

十一 河川法第百条第一項(同法第百条第一項にお
いて準用する場合を含む。)の規定により河
川工事又は河川の維持を行うことを承認する
こと。
十二 河川法第百条第二十一条(同法第百条第一項に
おいて準用する場合を含む。)の規定により
損失の補償について協議し、及び補償金を支
払い、又は補償金に代えて工事を施行するこ
とを要求し、並びに協議が成立しない場合に
おいて収用委員会に裁決を申請すること。

十三 河川法第百条第二十四条、第二十五条又は第
二十六条第一項(これらの規定を同法第百条第
一項において準用する場合を含む。)の規定
による許可を与えること。
十四 河川法第百条第二十六条第四項ただし書(同法
第百条第一項において準用する場合を含む。))
の規定により特定樹林帯区域を指定し、及び
同法第百条第二十六条第五項(同法第百条第一
項において準用する場合を含む。)の規定によ
り公示すること。

十五 河川法第百条第二十七条第一項(同法第百条第
一項において準用する場合を含む。)の規定
による許可を与えること。
十六 河川法第百条第二十七条第五項(同法第百条第
一項において準用する場合を含む。)の規定
により河川区域を公示すること。

十七 河川法第百条第三十条第一項(同法第百条第一
項において準用する場合を含む。)の規定に
より同法第百条第二十六条第一項(同法第百条第一

項において準用する場合を含む。)の許可に
係る工作物(以下「許可工作物」という。))
の完成検査をし、及び同法第三十条第二項
(同法第百条第一項において準用する場合を
含む。)の規定により許可工作物の完成前の
使用の承認をすること。

十八 河川法第百条第三十一条第一項(同法第百条第
一項において準用する場合を含む。)の規定
により許可工作物の廃止の届出を受理し、及
び同法第三十一条第二項(同法第百条第一項
において準用する場合を含む。)の規定によ
り必要な措置をとることを命ずること。

十九 河川法第百条第三十二条第四項の規定により同
法第百条第二十四条若しくは第二十五条の規定による
許可又は当該許可についての同法第七十五
条の規定による処分に係る事項を通知するこ
と。

二十 河川法第百条第三十四条第一項(同法第百条第
一項において準用する場合を含む。)の規定
により同法第百条第二十四条又は第二十五条(これ
らの規定を同法第百条第一項において準用す
る場合を含む。)の規定による許可に基づく
権利の譲渡の承認をすること。

二十一 河川法第百条第三十七条(同法第百条第一項
において準用する場合を含む。)の規定によ
り許可工作物に関する工事を施行すること。
二十二 河川法第百条第五十四条第一項(同法第百条
第一項において準用する場合を含む。)の規
定により河川保全区域を指定し、及び同法第
五十四条第四項(同法第百条第一項において
準用する場合を含む。)の規定により公示す
ること。

二十三 河川法第百条第五十五条第一項(同法第百条
第一項において準用する場合を含む。)の規
定による許可を与えること。
二十四 河川法第百条第五十六条第一項(同法第百条
第一項において準用する場合を含む。)の規
定により河川予定地を指定し、及び同法第
五十六条第三項(同法第百条第一項において準
用する場合を含む。)の規定により公示する
こと。

二十五 河川法第百条第五十七条第一項(同法第百条
第一項において準用する場合を含む。)の規
定による許可を与えること。
二十六 河川法第百条第五十七条第二項(同法第百条
第一項において準用する場合を含む。)並び
に同法第五十七条第三項(同法第百条第一項

において準用する場合を含む。))において準
用する同法第二十二條第四項及び第五項の規
定により損失の補償について協議し、及び損
失を補償すること。
二十七 河川法第百条第五十八条の第二項(同法第
百条第一項において準用する場合を含む。))
の規定により河川立体区域(同法第五十八條
の第二項(同法第百条第一項において準用
する場合を含む。以下この号において同じ。))
に規定する河川立体区域をいう。次条第二項
第二十五号において同じ。)を指定し、及び
同法第五十八條の第二項の規定により公示
すること。

二十八 河川法第百条第五十八條の第三項(同法第
百条第一項において準用する場合を含む。))
の規定により河川保全立体区域を指定し、及
び同法第五十八條の第四項(同法第百条第
一項において準用する場合を含む。))の規定
により公示すること。

二十九 河川法第百条第五十八條の第四項(同法第
百条第一項において準用する場合を含む。))
による許可を与えること。
三十 河川法第百条第五十八條の第五項(同法第百
条第一項において準用する場合を含む。))の
規定により河川予定立体区域を指定し、及び
同法第五十八條の第五項第三項(同法第百条第
一項において準用する場合を含む。))の規定に
より公示すること。

三十一 河川法第百条第五十八條の第六項(同法第
百条第一項において準用する場合を含む。))
の規定による許可を与えること。
三十二 河川法第百条第五十八條の第六項第二項(同法第
百条第一項において準用する場合を含む。))
並びに同法第五十八條の第六項第三項(同法第百
条第一項において準用する場合を含む。))に
おいて準用する同法第二十二條第四項及び第
五項の規定により損失の補償について協議
し、及び損失を補償すること。

三十三 河川法第百条第六十三條第四項(同法第百条
第一項において準用する場合を含む。))の規
定により都府県知事又は市町村長に協議する
こと。
三十四 河川法第百条第六十六條(同法第百条第一項
において準用する場合を含む。))の規定によ
り他の工作物の管理者と協議すること。
三十五 河川法第百条第六十七條(同法第百条第一項
において準用する場合を含む。))の規定によ

り他の工作物の管理者と協議すること。
三十五 河川法第百条第六十七條(同法第百条第一項
において準用する場合を含む。))の規定によ

十五 河川法第百条第一項において準用する同法第二十七条第五項の規定により河川区域を公示すること。

十六 河川法第百条第一項において準用する同法第三十条第一項の規定により許可工作物の完成検査をし、及び同法第百条第一項において準用する同法第三十条第二項の規定により許可工作物の完成前の使用の承認をすること。

十七 河川法第百条第一項において準用する同法第三十一条第一項の規定により許可工作物の廃止の届出を受理し、及び同法第百条第一項において準用する同法第三十一条第二項の規定により必要な措置をとることを命ずること。

十八 河川法第百条第一項において準用する同法第三十四条第一項の規定により同法第百条第一項において準用する同法第二十四条又は第二十五条の規定による許可に基づく権利の譲渡の承認をすること。

十九 河川法第百条第一項において準用する同法第三十七条の規定により許可工作物に関する工事を施行すること。

二十 河川法第百条第一項において準用する同法第五十四条第一項の規定により河川保全区域を指定し、及び同法第百条第一項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示すること。

二十一 河川法第百条第一項において準用する同法第五十五条第一項の規定による許可を与えること。

二十二 河川法第百条第一項において準用する同法第五十六条第一項の規定により河川予定地を指定し、及び同法第百条第一項において準用する同法第五十六条第三項の規定により公示すること。

二十三 河川法第百条第一項において準用する同法第五十七条第一項の規定による許可を与えること。

二十四 河川法第百条第一項において準用する同法第五十七条第二項並びに同法第百条第一項において準用する同法第五十七条第三項において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

二十五 河川法第百条第一項において準用する同法第五十八条の二第一項の規定により河川立休区域を指定し、及び同法第百条第一項において準用する同法第五十八条の二第二項の規定により公示すること。

二十六 河川法第百条第一項において準用する同法第五十八条の三第一項の規定により河川保全立休区域を指定し、及び同法第百条第一項において準用する同法第五十八条の三第三項の規定により公示すること。

二十七 河川法第百条第一項において準用する同法第五十八条の四第一項の規定による許可を与えること。

二十八 河川法第百条第一項において準用する同法第五十八条の五第一項の規定により河川予定立休区域を指定し、及び同法第百条第一項において準用する同法第五十八条の五第三項の規定により公示すること。

二十九 河川法第百条第一項において準用する同法第五十八条の六第一項の規定による許可を与えること。

三十 河川法第百条第一項において準用する同法第五十八条の六第二項並びに同法第百条第三項において準用する同法第二十八条第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

三十一 河川法第百条第一項において準用する同法第六十三条第四項の規定により市町村長に協議すること。

三十二 河川法第百条第一項において準用する同法第六十六条の規定により他の工作物の管理者と協議すること。

三十三 河川法第百条第一項において準用する同法第六十七条の規定により河川工事又は河川の維持に要する費用の全部又は一部を負担させること。

三十四 河川法第百条第一項において準用する同法第六十八条第二項の規定により他の工事に要する費用の全部又は一部を負担させること。

三十五 河川法第百条第一項において準用する同法第七十条第一項の規定により河川工事に要する費用の一部を負担させること。

三十六 河川法第百条第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定により負担金等の納付を督促し、又は同法第百条第一項において準用する同法第七十四条第三項の規定により滞納処分をすること。

三十七 河川法第百条第一項において準用する同法第七十五条第一項又は第二項の規定により処分をすること。ただし、同法第百条第一項において準用する同法第七十五条第二項第五号に該当する場合には、同法第百条第一項において準用する同法第七十五条第二項の規定による処分をすることはできない。

三十八 河川法第百条第一項において準用する同法第七十五条第三項の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

三十九 河川法第百条第一項において準用する同法第七十五条第四項の規定により工作物を保管し、及び同法第百条第一項において準用する同法第七十五条第五項の規定により公示すること。

四十 河川法第百条第一項において準用する同法第七十五条第六項の規定により工作物を売却し、及びその売却した代金を保管し、同法第百条第一項において準用する同法第七十五条第七項の規定により工作物を廃棄し、又は同法第百条第一項において準用する同法第七十五条第八項の規定により売却した代金を売却に要した費用に充てること。

四十一 河川法第百条第一項において準用する同法第七十六条第一項並びに同法第百条第一項において準用する同法第七十六条第二項において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四十二 河川法第百条第一項において準用する同法第七十七条の規定により河川監理員に必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせること。

四十三 河川法第百条第一項において準用する同法第七十八条第一項の規定により報告を徴し、又はその職員に工事その他の行為に係る場所若しくは事務所若しくは事業所に立ち入り、これを検査させること。

四十四 河川法第百条第一項において準用する同法第八十九条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

四十五 河川法第百条第一項において準用する同法第八十九条第八項並びに同法第百条第一項において準用する同法第八十九条第九項において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四十六 河川法第百条第一項において準用する同法第九十条第一項の規定により許可又は承認（この条の規定により法第五十一条第二項の都道府県の知事が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。

四十七 河川法第百条第一項において準用する同法第九十一条第一項の規定により廢川敷地等を管理すること。

四十八 河川法第百条第一項において準用する同法第九十二条の規定により廢川敷地等と新たに河川区域となる土地との交換をすること。

四十九 河川法第百条第一項において準用する同法第九十五条の規定により国と協議（当該協議が成立することをもって、同条の規定により第十号、第十一号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十三号、第二十七号又は第二十九号に規定する許可又は承認があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

五十 前項に規定する法第五十一条第二項の都道府県の知事の権限は、第一項の規定により公示された河川の区間につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第十一号、第二十四号、第三十号から第三十六号まで、第三十九号から第四十一号まで、第四十五号、第四十七号又は第四十八号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

51 法第五十一条第二項の都道府県の知事は、同条第四項の規定により同条第二項の被災市町村の長に代わって第二項第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号から第十八号まで、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第二十九号、第三十二号、第三十七号、第三十八号、第四十六号、第四十八号又は第四十九号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災市町村の長に通知しなければならない。

52 法第五十一条第四項の規定により同条第二項の都道府県の知事が同項の被災市町村の長に代わって第二項に規定する権限を行う場合においては、当該都道府県は、当該被災市町村の長が

自ら当該特定災害復旧等河川工事を施行することとした場合に当該被災市町村が河川法第百条第一項において準用する同法第六十三條第三項の規定により同項に規定する市町村に負担させることができる管理に要する費用の一部を、当該被災市町村に代わって当該市町村に負担させることができる。

第三十三條 法第五十一條第五項の規定により同條第一項の被災地方公共団体が負担する額は、特定災害復旧等河川工事に要する費用の額（河川法第六十七條、第六十八條第二項又は第七十條第一項（これらの規定を同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該被災地方公共団体の長が自ら当該特定災害復旧等河川工事を施行することとした場合に当該負担基本額を基準として当該被災地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

2 法第五十一條第六項の規定により国が負担し、又は同條第二項の都道府県に補助する額は、同項の被災市町村の長が自ら当該特定災害復旧等河川工事を施行することとした場合に国が負担基本額を基準として当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額とする。

3 法第五十一條第六項の規定により同條第二項の被災市町村が負担する額は、負担基本額から、当該被災市町村の長が自ら当該特定災害復旧等河川工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

第三十四條 法第五十一條第三項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

2 第三十一條第一項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

（特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行）

第三十五條 国土交通大臣は、法第五十二條第一項の規定により特定災害復旧等急傾斜地崩壊防

止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならぬ。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第五十二條第二項の規定により国土交通大臣が同條第一項の被災都道府県の知事に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。）第七條第一項の規定により許可をし、同條第二項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は同條第四項の規定により国若しくは地方公共団体と協議をすること。

二 急傾斜地法第八條の規定により許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、若しくは必要な措置をとることを命じ、又はその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

三 急傾斜地法第九條第三項の規定により必要な措置をとることを勧告すること。

四 急傾斜地法第十條第一項又は第二項の規定により急傾斜地崩壊防止工事を命ずること。

五 急傾斜地法第十一條第一項の規定により土地に立ち入り、急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況を検査し、又はその命じた者若しくは委任した者にこれらの行為をさせること。

六 急傾斜地法第十三條第一項の規定による届出を受理し、又は同條第二項の規定による通知を受理すること。

七 急傾斜地法第十七條第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれらの行為をさせること。

八 急傾斜地法第二十六條の規定により報告を求めること。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。

4 国土交通大臣は、法第五十二條第二項の規定により同條第一項の被災都道府県の知事に代

わって第二項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県の知事に通知しなければならない。

第三十六條 法第五十二條第二項の規定により国土交通大臣が同條第一項の被災都道府県の知事に代わって前條第二項に規定する権限を行う場合においては、国は、当該特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に關し、次に掲げる権限を当該被災都道府県に代わって行うものとする。

一 急傾斜地法第十二條第三項の規定により漁港管理者、港湾管理者又は海岸管理者に協議をすること。

二 急傾斜地法第十六條第一項の規定により他の工事を施行すること。

三 急傾斜地法第十七條第二項において準用する急傾斜地法第五條第八項から第十項までの規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四 急傾斜地法第十八條の規定により損失の補償について協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を施行することを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

五 急傾斜地法第二十三條第一項の規定により工事に要する費用の一部を負担させること。

2 前項に規定する国の権限は、前條第一項の規定により公示された工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第三号から第五号までに掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の負担）

第三十七條 法第五十二條第四項の規定により同條第一項の被災都道府県が負担する金額は、特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の額（急傾斜地法第二十三條第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からその負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該被災都道府県が自ら当該特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

（特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の委任）

第三十八條 第三十五條第一項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第三章 雜則

第三十九條 都道府県知事若しくは都道府県の委員若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）又は市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、法第五十三條第一項又は第二項の規定により関係行政機関又は関係地方行政機関の職員を派遣を要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもってこれをしなければならない。

一 派遣を要請する理由
二 派遣を要請する職員の種類別人員数
三 派遣を必要とする期間
四 派遣される職員の給与その他の勤務条件
五 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

（職員の派遣のあっせんの要求手続）
第四十條 都道府県知事等又は市町村長等は、法第五十四條第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事に対し職員の派遣についてあっせんを求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもってこれをしなければならない。

一 派遣のあっせんを求める理由
二 派遣のあっせんを求める職員の種類別人員数
三 派遣を必要とする期間
四 派遣される職員の給与その他の勤務条件
五 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

（派遣職員の身分等）
第四十一條 法第五十五條の規定により関係行政機関から派遣される職員（以下「派遣職員」という。）は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとする。

2 派遣職員は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の定数の外に置くものとする。
3 派遣職員の任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十七條

附則 抄

第一条 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日から平成二十五年十月三十一日までの間における第四十二条第四項第三号の規定の適用については、同号中「第五号第一項第四号」とあるのは、「第五号第一項」とする。

附則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二六年五月三十日）から施行する。

附則（平成二六年八月六日政令第二七一号）抄

1 この政令は、海岸法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年八月十日）から施行する。

附則（平成二六年二月三日政令第三八三号）抄

1 この政令は、海岸法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二六年十二月十日）から施行する。

附則（平成二七年一月二三日政令第二一〇号）抄

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年四月一〇日政令第二〇六号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年七月一七日政令第二七三号）抄

この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年七月十九日）から施行する。

附則（平成二七年九月三〇日政令第三四四号）抄

第一条 この政令は、平成二七年十月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三〇日政令第九三三号）抄

この政令は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年三月三二日政令第一六九号）抄

第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三二日政令第一八二号）抄

第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二九年三月三二日政令第八九号）抄

第一条 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

第二条 この政令による改正前の土地改良法施行令附則第二項に規定する土地改良事業であつて、その施行に必要な事前の調査がこの政令の施行前に開始されたものうち、農林水産大臣が指定するものの申請については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年九月二八日政令第二八〇号）抄

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。

附則（平成三〇年一月一〇日政令第二九四号）抄

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中土地改良法施行令第一条の九から第三条までの改正規定、同令第三条の二の改正規定（「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改める部分に限る。）、第四十八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同令第四十八条の四の二の改正規定（「第三条の二」を「第四条」に改める部分を除く。）、同令第四十八条の五、第四十八条の六及び第四十八条の九から第五十条までの改正規定、同令第五十条の二の次に一条を加える改正規定、同令第七十二条第一項第一号、第七十二条の二、第七十二条の三、第七十二条の六、第七十三条及び第七十八条第一項第一号から第四号までの改正規定並びに同令附則第二条及び第三条の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和二年七月八日政令第二二七号）抄

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年一月二〇日政令第三二九号）抄

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、令和二年七月八日政令第二二七号から施行する。